

早期退職に係る募集実施要項

平成 2 5 年 1 1 月 5 日
広島入国管理局 長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

広島入国管理局職員のうち、平成26年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」のもの（注1）。

2. 募集人数

1名

3. 募集の期間（2週間）

平成25年11月 5日（火）午前10時から
平成25年11月15日（金）午後 5時まで

4. 退職すべき期日

平成26年3月31日（月）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記6の受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。
 - ※ 郵送の場合は、平成25年11月15日（金）必着とし、郵送にて提出する旨、下記受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 平成25年11月22日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先・受付担当

広島入国管理局総務課総務係

電 話：

住 所：〒730-0012広島県広島市中区上八丁堀2-31

E-mail：

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成26年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成25年11月5日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成25年11月5日から平成25年11月15日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - (ア) 退職すべき期日(平成26年3月31日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合) 生年月日の早い順